

介 保 号 外
令和2年4月23日

県内介護施設・介護サービス事業所 管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の区域が全国に拡大されたことに伴い、本県においても、各介護施設・介護サービス事業所等に対しまして、引き続き感染防止対策の再徹底をお願いしているところです。

介護施設・介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、添付の令和2年4月21日付け厚生労働省各課事務連絡のとおり、感染の疑いをより早期に把握することが、感染拡大を防止するために重要となります。

つきましては、上記事務連絡の主旨をご理解いただき、貴施設・事業所において、下記の取組等の感染防止対策の徹底をあらためてお願いいたします。

記

(1) 利用者に対しての取組

利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等）を行ってください。特に、感染された利用者や感染が疑われる利用者等が**複数の事業所を利用している場合、当該事業所間での情報共有等**を行っていただくようお願いいたします。

また、感染された利用者や感染が疑われる利用者等を担当している**介護支援専門員（ケアマネージャー）**が情報を把握した場合についても、該当する事業所への情報提供等をお願いいたします。

(2) 職員に対しての取組

職員に対しては、出勤前の体温計測と発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底（例えば、出勤前の体温計測に加え、事業所等に立ち入る前の再度の体温計測の実施等）を行ってください。

※各施設・事業所におかれましては、職員及び利用者とその家族等に対して、体調不良により医療機関を受診する場合やPCR検査を受ける場合等にあっては、速やかに施設・事業所に報告するよう周知願います。

その際、結果が判明してからでは十分な対応が取れなくなる恐れがあること等を説明願います。